

番号 : 160054

国名 : モンゴル

担当 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名 : 国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2に係る詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年4月上旬から2016年5月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 14日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2016年3月23日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	公共財政管理分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 :
特になし。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

1990 年に社会主義体制から市場経済に移行した後、モンゴル国は近代的な徵税制度を導入した。1993 年に一般税法が成立されることにより、国税庁は徵税制度の基盤を整備し、税収を上げることを主な目的として掲げてきた。モンゴル税務分野に対する JICA による技術協力は 1998 年から約 10 年間以上にわたって実施されてきた中で、モンゴル国税庁は歳入額の増加を図るための現在の税制を構築した。国税庁はモンゴル国大蔵省の実施機関であり、2014 年時点で税務職員数は 1849 人となっており、付加価値税、個人及び法人所得、特別税及びその他税を含む 26 税目の徵税を取り扱っている。

2014 年現在、税収は国家歳入の 87.8% を占めている（対 GDP 比率 24.9%）。税収は色々な国家機関により徵収される中、国家歳入の 45.2%, GDP の 12.9% に相当する分を国税庁だけで徵税している。国税庁の徵税額の 56.6% を 398 の国有及び民間大規模納税者から徵収している。これに対して他の税務署で勤務する 1700 人の調査官は残りの分を徵税している状況である。租税は法律の原則に基づいている必要があると同時に、法的安定性と予測可能性によって特徴づけられなければならない。モンゴル税法のメリットは、その単純性であるが、国際課税のような複雑かつ困難な事案については対応性及び執行性に欠けている。このような課題に対処するためにモンゴル政府は現在、一般税法を始めとする一連の税法改正を行っている。JICA は 2013 年から「国税庁徵税機能強化及国際課税取組支援プロジェクト」を実施しており、同プロジェクトの成果の保持及び税法改正後の執行面の支援を考慮し、モンゴル政府は日本政府に対して引き続きフェーズ 2 の協力を要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016 年 4 月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ② 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
- ③ PDM(案)、PO(案)、R/D(案)（いずれも英文）及び事業事前評価表(案)（和文）の作成を支援する。
- ④ モンゴル側関係機関(C/P 機関等)、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑤ 他国における機関の類似プロジェクト及び他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ 団内打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑦ JICA モンゴル事務所を通じて、質問票をモンゴル側関係機関等に事前に配布する。

(2) 現地派遣期間(2016 年 4 月中旬～4 月下旬)

- ① JICA モンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ② モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ モンゴル側関係機関等に事前に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - (ア) モンゴル政府における本プロジェクトの位置づけ
 - (イ) モンゴル側の実施体制(組織・予算・他機関との関係性等)
 - (ウ) 他ドナー・機関の支援状況
- ④ PDM(案)、PO(案)（いずれも英文）の作成に協力する。
- ⑤ モンゴル関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案) 及び M/M(案)（いずれも英文）

の取りまとめに協力する。

- ⑥ 評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA モンゴル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016 年 4 月下旬～5 月上旬)

- ① 事業事前評価表（案）（和文）作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文・英文）を作成し、詳細計画策定調査報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 詳細計画策定調査報告書

契詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)

和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA モンゴル事務所)

英文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA モンゴル事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい）。

(2) 直接人件費

直接人件費は、2016 年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は 2016 年 4 月 17 日（日）～2016 年 4 月 30 日（土）を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

(7) 総括 (JICA)

(1) 協力企画 (JICA)

(ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

(7) 空港送迎

あり

(1) 宿舎手配

あり

(ウ) 車両借上げ

あり：全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

(I) 通訳備上

あり（日/蒙）

(オ) 現地日程のアレンジ

あり

(カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（Tel:03-5226-6916）にて配布します。

- ・モンゴル「国税庁徴税機能強化及国際課税取組み支援プロジェクト」案件概要表
- ・モンゴル「国税庁徴税機能強化及国際課税取組み支援プロジェクト」進捗報告書
- ・モンゴル「国税庁徴税機能強化及び国際課税取組み支援プロジェクトフェーズ2」案件概要表

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意願います。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意願います。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載願います。

(4) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談願います。

(5) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めていた制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

以上